

(参考)「水銀廃棄物ガイドライン」新旧対照表

(下線部は改訂箇所)

改訂後	改訂前
<p>水銀廃棄物ガイドライン <u>第2版</u> 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 平成31年3月</p>	<p>水銀廃棄物ガイドライン 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成29年6月</p>
<p>2. ガイドラインについて 2.1~2.2 (略) 2.3 作成の方法 本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、<u>平成31年3月3日</u>時点のものである。</p>	<p>2. ガイドラインについて 2.1~2.2 (略) 2.3 作成の方法 本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、<u>平成29年10月1日</u>時点のものである。</p>
<p>3. 廃金属水銀等の環境上適正な処理 3.1 廃金属水銀等の対象物 【特別管理産業廃棄物である廃水銀等】 ① 以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物になったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く） 1.~3. (略) 4. 水銀を媒体とする測定機器（<u>水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）</u>を除く。）を有する施設 5.~17. (略) ② (略) (中略)</p>	<p>3. 廃金属水銀等の環境上適正な処理 3.1 廃金属水銀等の対象物 【特別管理産業廃棄物である廃水銀等】 ① 以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物になったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く） 1.~3. (略) 4. 水銀を媒体とする測定機器（<u>水銀使用製品を除く。</u>）を有する施設 5.~17. (略) ② (略) (中略)</p>

改訂後		改訂前	
表 3.1.1 廃水銀等の例 ① (特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物)		表 3.1.1 廃水銀等の例 ① (特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物)	
特定施設	廃水銀等の例	特定施設	廃水銀等の例
1.~3.	(略)	1.~3.	(略)
4. 水銀を媒体とする測定機器 (<u>水銀使用製品</u> (<u>水銀圧入法測定装置</u> を除く。) を除く。) を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀が使用されている備え付けの<u>水銀圧入法測定装置</u> (<u>ポロシメーター</u>) で用いられた水銀が廃棄物となったもの ※ 水銀使用製品である測定機器 (<u>水銀圧入法測定装置</u> を除く<u>水銀温度計等</u>) を有する施設は特定施設に該当しない。 	4. 水銀を媒体とする測定機器 (<u>水銀使用製品</u> を除く。) を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀が使用されている備え付けの<u>ポロシメーター</u> で用いられた水銀が廃棄物となったもの ※ 水銀使用製品である測定機器 (<u>水銀温度計等</u>) を有する施設は特定施設に該当しない。
5.~17.	(略)	5.~17.	(略)
(以下略)		(以下略)	
5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理		5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理	
5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 (中略)		5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 (中略)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 次ページの表 5.1.1 に掲げる製品であって既存の用途に用いるもの ● そのうち 1 ~<u>60</u> に掲げる製品を既存の用途で材料又は部品として用いて製造される製品 ● 1 ~<u>60</u> に掲げる製品又は水銀等の製剤であって校正、試験研究又は分析に用いられるもの 		<ul style="list-style-type: none"> ● 次ページの表 5.1.1 に掲げる製品であって既存の用途に用いるもの ● そのうち 1 ~<u>54</u> に掲げる製品を既存の用途で材料又は部品として用いて製造される製品 ● 1 ~<u>54</u> に掲げる製品又は水銀等の製剤であって校正、試験研究又は分析に用いられるもの 	
(以下略)		(以下略)	

改訂後	改訂前
<p>表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品 (新用途水銀使用製品命令 第2条に基づく別表上欄に規定される水銀使用製品)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 蛍光ランプ[°] (冷陰極蛍光ランプ[°] 及び外部電極蛍光ランプ[°] を含む。以下同じ。)</p> <p>5.～34. (略)</p> <p>35. 放電管 (放電ランプ[°] (蛍光ランプ[°] 及び HID ランプ[°] を含む。) を除く。) <small>注 ※</small></p> <p>36.～42. (略)</p> <p>43. 水銀圧入法測定装置</p> <p>44.～46. (略)</p> <p>47. ガス分析計 (水銀等を標準物質とするものを除く。)</p> <p>48. (略)</p> <p>49. 容積形力計※</p> <p>50. (略)</p> <p>51. 滴下水銀電極※</p> <p>52.・53. 参照電極</p> <p>54. 水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)</p> <p>55.～68. (略)</p>	<p>表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品 (新用途水銀使用製品命令 第2条に基づく別表上欄に規定される水銀使用製品)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 蛍光ランプ[°] (冷陰極蛍光ランプ[°] 及び外部電極蛍光ランプ[°] を含む。)</p> <p>5.～34. (略) (新設)</p> <p>35.～41. (略) (新設)</p> <p>42.～44. (略) (新設)</p> <p>45. (略) (新設)</p> <p>46. (略) (新設)</p> <p>47.・48. (略) (新設)</p> <p>49.～62. (略)</p>

[凡例]

下線：水銀等の使用の表示の有無によらず水銀使用製品産業廃棄物の対象。ただし、「3. スイッチ及びリレー」及び「35. 放電管 (放電ランプ[°] (蛍光ランプ[°] 及び HID ランプ[°] を含む。) を除く。)」については、水銀が目視で確認できるものに限る。(5.1.1 の 2.①参照)

[凡例]

下線：水銀等の使用の表示の有無によらず水銀使用製品産業廃棄物の対象。ただし、「3. スイッチ及びリレー」については、水銀が目視で確認できるものに限る。(5.1.1 の 2.①参照)

改訂後	改訂前																																																																																																																																				
<p>5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物</p> <p>【水銀使用製品産業廃棄物】</p> <p>(中略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (削除)</p> <p>③ (削除)</p> <p>表 5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>1 水銀電池</td><td>23 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)</td><td>×</td></tr> <tr><td>2 空気亜鉛電池</td><td>24 水銀抵抗原器</td><td></td></tr> <tr><td>3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限り。)</td><td>25 壓庄式流量計</td><td></td></tr> <tr><td>4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)</td><td>26 機械計</td><td></td></tr> <tr><td>5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)</td><td>27 水銀圧入法測定装置</td><td></td></tr> <tr><td>6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)</td><td>28 周波数標準機</td><td>×</td></tr> <tr><td>7 鳴笛</td><td>29 ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)</td><td></td></tr> <tr><td>8 気圧計</td><td>30 容積形力計</td><td></td></tr> <tr><td>9 湿度計</td><td>31 滴下水銀電極</td><td></td></tr> <tr><td>10 液柱形圧力計</td><td>32 参照電極</td><td></td></tr> <tr><td>11 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)</td><td>33 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限り。)</td><td></td></tr> <tr><td>12 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)</td><td>34 握力計</td><td></td></tr> <tr><td>13 真空計</td><td>35 医薬品</td><td></td></tr> <tr><td>14 ガラス製温度計</td><td>36 水銀の製剤</td><td></td></tr> <tr><td>15 水銀充満圧力式温度計</td><td>37 塩化第一・二水銀の製剤</td><td></td></tr> <tr><td>16 水銀体温計</td><td>38 塩化第二・三水銀の製剤</td><td></td></tr> <tr><td>17 水銀式血圧計</td><td>39 より化第二水銀の製剤</td><td></td></tr> <tr><td>18 温度定点セル</td><td>40 硝酸第一・二水銀の製剤</td><td></td></tr> <tr><td>19 鹽料</td><td>41 硝酸第三水銀の製剤</td><td></td></tr> <tr><td>20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)</td><td>42 チオシアニン酸第二水銀の製剤</td><td></td></tr> <tr><td>21 灯台の回転装置</td><td>43 酚酸フタリル水銀の製剤</td><td></td></tr> <tr><td>22 水銀トリム・ヒール調整装置</td><td>19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が市販されるものに限り印に該当する。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>② <u>①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（表 5.1.2 の右欄に×印のあるものに係るものを除く。）</u></p> <p>③ <u>①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品</u></p>	1 水銀電池	23 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	×	2 空気亜鉛電池	24 水銀抵抗原器		3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限り。)	25 壓庄式流量計		4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	26 機械計		5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	27 水銀圧入法測定装置		6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	28 周波数標準機	×	7 鳴笛	29 ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)		8 気圧計	30 容積形力計		9 湿度計	31 滴下水銀電極		10 液柱形圧力計	32 参照電極		11 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)	33 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限り。)		12 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)	34 握力計		13 真空計	35 医薬品		14 ガラス製温度計	36 水銀の製剤		15 水銀充満圧力式温度計	37 塩化第一・二水銀の製剤		16 水銀体温計	38 塩化第二・三水銀の製剤		17 水銀式血圧計	39 より化第二水銀の製剤		18 温度定点セル	40 硝酸第一・二水銀の製剤		19 鹽料	41 硝酸第三水銀の製剤		20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)	42 チオシアニン酸第二水銀の製剤		21 灯台の回転装置	43 酚酸フタリル水銀の製剤		22 水銀トリム・ヒール調整装置	19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が市販されるものに限り印に該当する。		<p>5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物</p> <p>【水銀使用製品産業廃棄物】</p> <p>(中略)</p> <p>① (略)</p> <p>② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（表 5.1.2 の右欄に×印のあるものに係るものを除く。）</p> <p>③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品</p> <p>表 5.1.2 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>1 水銀電池</td><td>19 鹽料</td><td>×</td></tr> <tr><td>2 空気亜鉛電池</td><td>20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)</td><td></td></tr> <tr><td>3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限り。)</td><td>21 灯台の回転装置</td><td></td></tr> <tr><td>4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)</td><td>22 水銀トリム・ヒール調整装置</td><td></td></tr> <tr><td>5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)</td><td>23 水銀抵抗原器</td><td></td></tr> <tr><td>6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)</td><td>24 壓庄式流量計</td><td></td></tr> <tr><td>7 鳴笛</td><td>25 機械計</td><td></td></tr> <tr><td>8 気圧計</td><td>26 周波数標準機</td><td>×</td></tr> <tr><td>9 湿度計</td><td>27 参照電極</td><td></td></tr> <tr><td>10 液柱形圧力計</td><td>28 握力計</td><td></td></tr> <tr><td>11 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)</td><td>29 真空計</td><td></td></tr> <tr><td>12 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)</td><td>30 温度計</td><td></td></tr> <tr><td>13 真空計</td><td>31 液柱形圧力計</td><td></td></tr> <tr><td>14 ガラス製温度計</td><td>32 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)</td><td>×</td></tr> <tr><td>15 水銀充満圧力式温度計</td><td>33 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)</td><td>×</td></tr> <tr><td>16 水銀体温計</td><td>34 真空計</td><td></td></tr> <tr><td>17 水銀式血圧計</td><td>35 ガラス製温度計</td><td></td></tr> <tr><td>18 温度定点セル</td><td>36 水銀充満圧力式温度計</td><td>×</td></tr> <tr><td>19 鹽料</td><td>37 水銀体温計</td><td></td></tr> <tr><td>20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)</td><td>38 水銀式血圧計</td><td></td></tr> <tr><td>21 灯台の回転装置</td><td>39 温度定点セル</td><td></td></tr> <tr><td>22 水銀トリム・ヒール調整装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に並ぶるものに限り×印に該当する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	1 水銀電池	19 鹽料	×	2 空気亜鉛電池	20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)		3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限り。)	21 灯台の回転装置		4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	22 水銀トリム・ヒール調整装置		5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	23 水銀抵抗原器		6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	24 壓庄式流量計		7 鳴笛	25 機械計		8 気圧計	26 周波数標準機	×	9 湿度計	27 参照電極		10 液柱形圧力計	28 握力計		11 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)	29 真空計		12 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)	30 温度計		13 真空計	31 液柱形圧力計		14 ガラス製温度計	32 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)	×	15 水銀充満圧力式温度計	33 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)	×	16 水銀体温計	34 真空計		17 水銀式血圧計	35 ガラス製温度計		18 温度定点セル	36 水銀充満圧力式温度計	×	19 鹽料	37 水銀体温計		20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)	38 水銀式血圧計		21 灯台の回転装置	39 温度定点セル		22 水銀トリム・ヒール調整装置		
1 水銀電池	23 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	×																																																																																																																																			
2 空気亜鉛電池	24 水銀抵抗原器																																																																																																																																				
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限り。)	25 壓庄式流量計																																																																																																																																				
4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	26 機械計																																																																																																																																				
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	27 水銀圧入法測定装置																																																																																																																																				
6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	28 周波数標準機	×																																																																																																																																			
7 鳴笛	29 ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)																																																																																																																																				
8 気圧計	30 容積形力計																																																																																																																																				
9 湿度計	31 滴下水銀電極																																																																																																																																				
10 液柱形圧力計	32 参照電極																																																																																																																																				
11 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)	33 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限り。)																																																																																																																																				
12 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)	34 握力計																																																																																																																																				
13 真空計	35 医薬品																																																																																																																																				
14 ガラス製温度計	36 水銀の製剤																																																																																																																																				
15 水銀充満圧力式温度計	37 塩化第一・二水銀の製剤																																																																																																																																				
16 水銀体温計	38 塩化第二・三水銀の製剤																																																																																																																																				
17 水銀式血圧計	39 より化第二水銀の製剤																																																																																																																																				
18 温度定点セル	40 硝酸第一・二水銀の製剤																																																																																																																																				
19 鹽料	41 硝酸第三水銀の製剤																																																																																																																																				
20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)	42 チオシアニン酸第二水銀の製剤																																																																																																																																				
21 灯台の回転装置	43 酚酸フタリル水銀の製剤																																																																																																																																				
22 水銀トリム・ヒール調整装置	19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が市販されるものに限り印に該当する。																																																																																																																																				
1 水銀電池	19 鹽料	×																																																																																																																																			
2 空気亜鉛電池	20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)																																																																																																																																				
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限り。)	21 灯台の回転装置																																																																																																																																				
4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	22 水銀トリム・ヒール調整装置																																																																																																																																				
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	23 水銀抵抗原器																																																																																																																																				
6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	24 壓庄式流量計																																																																																																																																				
7 鳴笛	25 機械計																																																																																																																																				
8 気圧計	26 周波数標準機	×																																																																																																																																			
9 湿度計	27 参照電極																																																																																																																																				
10 液柱形圧力計	28 握力計																																																																																																																																				
11 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)	29 真空計																																																																																																																																				
12 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)	30 温度計																																																																																																																																				
13 真空計	31 液柱形圧力計																																																																																																																																				
14 ガラス製温度計	32 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限り。)	×																																																																																																																																			
15 水銀充満圧力式温度計	33 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限り。)	×																																																																																																																																			
16 水銀体温計	34 真空計																																																																																																																																				
17 水銀式血圧計	35 ガラス製温度計																																																																																																																																				
18 温度定点セル	36 水銀充満圧力式温度計	×																																																																																																																																			
19 鹽料	37 水銀体温計																																																																																																																																				
20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限り。)	38 水銀式血圧計																																																																																																																																				
21 灯台の回転装置	39 温度定点セル																																																																																																																																				
22 水銀トリム・ヒール調整装置																																																																																																																																					

改訂後				改訂前			
表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる水銀使用製品（対象となるものは左端の列に掲げる製品単体）							
水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考	水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考
1.～3.	(略)	(略)	(略)	1.～3.	(略)	(略)	(略)
4. 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。 <u>以下同じ。</u> ）	<用途> 照度の確保、美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現、電子ディスプレイにおける图形、文字及び画像等の表示、文書及び図画の読み取り、情報の伝達、鑑定、検査、検定又は測定、感光、蛍光、生物の育成、生物の捕獲、採取又は防除、日焼け、殺菌、皮膚疾患の治療 (以下略)	(略)	(略)	4. 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	<用途> 照度の確保、美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現、電子ディスプレイにおける图形、文字及び画像等の表示、文書及び図画の読み取り、情報の伝達、鑑定、検査、検定又は測定、感光、蛍光、生物の育成、生物の捕獲、採取又は防除、日焼け、殺菌 (以下略)	(略)	(略)
5. HID ランプ（高輝度放電ランプ）	<用途> 照度の確保、舞台その他の演出、美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効	(略)	(略)	5.HID ランプ(高輝度放電ランプ)	<用途> 照度の確保、舞台その他の演出、美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効	(略)	(略)

改訂後				改訂前			
	果の発現、プロジェクタの図形、文字及び画像等の映写、情報の伝達、鑑定、検査、検定又は測定、感光、蛍光、生物の育成、生物の捕獲、採取又は防除、日焼け、殺菌、皮膚疾患の治療 (以下略)				果の発現、プロジェクタの図形、文字及び画像等の映写、情報の伝達、鑑定、検査、検定又は測定、感光、蛍光、生物の育成、生物の捕獲、採取又は防除、日焼け、殺菌 (以下略)		
6.～22.	(略)	(略)	(略)	6.～22.	(略)	(略)	(略)
23. 放電管 (水銀が 目視で確認でき るものに限り、放 電ランプ(蛍光ラ ンプ及び HID ラ ンプを含む。)を 除く。)	<p><u><用途></u> <u>整流、電力の制御</u></p> <p><u><製品例></u> </p> <p><u><判別方法></u> <u>目視：目視で金属水銀の封入が確認できる。</u></p>	<p><u>アンプ、ラジ オ、クローバ 装置、大電流</u></p> <p><u>発生装置</u></p>	=	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
24.～26. (略)	(略)	(略)	(略)	23.～25. (略)	(略)	(略)	(略)
27. 水銀圧入法測 定装置	<p><u><用途></u> <u>気孔径分布の測定</u></p> <p><u><判別方法></u></p>	=	=	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改訂後				改訂前			
	<p><u>測定時に水銀を注入する必要があることから水銀含有は自明と考えられる。また、ポロシメーターという名称から判別可能</u></p>						
28. (略)	(略)	(略)	(略)	26. (略)	(略)	(略)	(略)
29. ガス分析計 <u>(水銀等を標準物質とするものを除く。</u>	<p><u><用途></u> <u>気体の濃度の測定</u></p> <p><u><判別方法></u> <u>測定原理及び水銀トラップの定期交換があることから水銀含有は自明と考えられる。</u></p>	—	—	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
30. 容積形力計	<p><u><用途></u> <u>圧縮試験機その他の静的強さ試験機の校正</u></p> <p><u><判別方法></u> <u>目視：水銀の封入が目視で可能</u></p>	—	—	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
31. 滴下水銀電極	<p><u><用途></u> <u>液体の電気化学分析</u></p>	ポーラログラフ装置	—	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改訂後				改訂前			
	<p><u><判別方法></u></p> <p><u>目視及び測定原理：目視で金属水銀の封入が確認できる。また、その測定原理から水銀含有は自明と考えられる。</u></p>						
<u>32.</u> (略)	(略)	(略)	(略)	<u>27.</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>33.</u> 水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	<p><u><用途></u></p> <p><u>水銀等ガスの発生</u></p> <p><u><判別方法></u></p> <p><u>用途から水銀含有は自明と考えられる。</u></p>	—	—	(新設)			
<u>34.～43.</u> (略)	(略)	(略)	(略)	<u>28.～37.</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<p>② ①の水銀使用製品（単体）の組込製品（①の製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品）</p> <p>①の水銀使用製品が用いられていることが判別可能な組込製品が対象となる。ただし、スイッチ及びリレー、蛍光ランプ、HID ランプ、<u>放電ランプ</u>、<u>放電管</u>、弹性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計、又は周波数標準機の組込製品、及び顔料が塗布されたものは、排出事業者において、これらの水銀使用製品が用いられていることを判別することが難しいと考えられることから、対象外としている。</p>				<p>② ①の水銀使用製品（単体）の組込製品（①の製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品）</p> <p>①の水銀使用製品が用いられていることが判別可能な組込製品が対象となる。ただし、スイッチ及びリレー、蛍光ランプ、HID ランプ、<u>放電ランプ</u>、<u>放電管</u>、弹性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計、又は周波数標準機の組込製品、及び顔料が塗布されたものは、排出事業者において、これらの水銀使用製品が用いられていることを判別することが難しいと考えられることから、対象外としている。</p>			

改訂後	改訂前
(中略)	(中略)
表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例	表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例
対象となる組込製品の例 (①)の水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品例) (略) <u>ポーラログラフ装置</u>	対象となる組込製品の例 (①)の水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品例) (略) (新設)
左記製品中に用いられる ①の水銀使用製品 (略) <u>31. 滴下水銀電極</u>	左記製品中に用いられる ①の水銀使用製品 (略) (新設)
(中略)	(中略)
5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物	5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物
(中略)	(中略)
表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの	表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの
1～4 (略) 5 <u>弹性圧力計</u> 6 <u>圧力伝送器</u> 7～13 (略) <u>14 放電管 (放電ランプ (蛍光ランプ 及び HID ランプ を含む。) を除く。)</u> <u>15～18 (略)</u> <u>19 容積形力計</u> <u>20 (略)</u> <u>21 滴下水銀電極</u> <u>22～24 (略)</u>	1～4 (略) 5 <u>弹性圧力計 (ダイアフラム式のものに限る。)</u> 6 <u>圧力伝送器 (ダイアフラム式のものに限る。)</u> 7～13 (略) (新設) <u>14～17 (略)</u> (新設) <u>18 (略)</u> (新設) <u>19～21 (略)</u>

